

安中市における

「居宅(小規模多機能型居宅介護)サービス計画作成依頼(変更)届出書」

「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」

の提出につきましては、以下の点にご留意いただき、お手続きをお願いいたします。

原則として、

- 1.「サービス利用開始年月日の属する月内に提出」
- 2.「事業所変更は、事業所を変更する月内に提出」

月末が契約日、月末が土日等の閉庁日といった理由により提出が翌月以降となった場合は、

- 3.「サービス利用開始月内に提出出来なかった場合は、以下の具体例により該当の追加書類を添付して提出」

追加書類が必要となる具体例

(10月1日～10月31日の届出の場合)

サービス開始日 9月1日～9月30日 追加書類なし

サービス開始日 8月1日～8月31日 居宅サービス計画書(第1～3表)または介護予防サービス支援計画書の写し

サービス開始日 7月31日以前 居宅サービス計画書(第1～3表)または介護予防サービス支援計画書の写し+契約書の写し

※利用者の同意日・署名の入ったもので、同意日はサービス利用開始日以前であることが必要です。介護認定申請中であった場合は、暫定ケアプランをご提出ください。

注意事項

- 1.「審査会日程、介護保険負担割合、負担限度額、滞納や給付制限の有無」

これらの事項に関しては、今までと同様、届出書の提出後からお答えいたします。

2. 提出が利用開始の翌月以降大幅に遅れているといった不適切だと思われる事案については、個別に確認させていただき、追加で書類の提出を求める場合がございます。

(事務の根拠)

介護保険法 第41条第6項

居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスを受けたとき(当該居宅要介護被保険者が第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっている場合その他の厚生労働省令で定める場合に限る。)は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービス事業者に支払うべき当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅サービス事業者に支払うことができる。

介護保険法 第46条第4項

居宅要介護被保険者が指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けたとき(当該居宅要介護被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。)は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅介護支援事業者に支払うべき当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅介護支援事業者に支払うことができる。

介護保険法施行規則第64条第1項

一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。))を除く。)を受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。

イ 当該居宅要介護被保険者が法第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。

ロ 当該居宅要介護被保険者が基準該当居宅介護支援(法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。)を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該基準該当居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。

ハ 当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項(指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する場合を含む。)の規定により作成された居宅サービス計画の対象となっているとき。

ニ 当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービスを含む指定居宅サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているとき。

二 居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を受けるとき。